

第10回 青森県景観形成審議会の議事概要

日 時：平成15年7月1日(火) 13:00～

場 所：県庁東棟5F A会議室

[出席委員] 石岡委員、石川委員、石沢委員、熊谷委員、佐々木委員、高樋委員、
田中委員、田村委員、長谷川委員、森田委員、山谷委員

[欠席委員] 石井委員、鳴海委員

[他の出席者] 前田環境生活部長、九戸文化・スポーツ振興課長、西谷総括主幹、
中山総括主幹、景観グループ員

【司 会】

さて今回の審議会は、昨年11月の委員会開催後、初めてのものとなります。青森県附属機関に関する条例により、本審議会には、会長及び副会長をおくこととしておりますので、ここで組織会に移らせて頂きたいと思っております。

なお会長及び副会長の選任にあたりまして、改選前の審議会の会長を務めいただきました、長谷川委員に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

それでは長谷川委員に仮議長を務めていただきたいと思っております。青森県附属機関に関する条例では、会長・副会長の選任は委員の互選によることとしております。

【仮議長(長谷川委員)】

ご指名ですので、仮議長を務めさせていただきます。ただ今、会長及び副会長の選任は、委員の互選によるとの説明がありました。選任方法として、皆様からどなたか適任の方のご推薦はありませんでしょうか。

【田中委員】

会長には長谷川委員、副会長には高樋委員がいいと思っております。

【仮議長】

ただ今、田中委員から会長には私、長谷川を、副会長には高樋委員を推薦するというご意見がありましたが、他にご推薦はありませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【仮議長】

それでは、ただ今の田中委員からのご推薦について、皆様のご了承を得たということにしますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

ありがとうございました。長谷川会長、高樋副会長におかれましては、よろしく願います。これもちまして組織会を終わらせていただきます。

なお、前田部長は所要のため、ここで退席させていただきます。

【司 会】

それでは議事に入ります。会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、長谷川会長に引き続き議長をお願いいたします。

【議長(長谷川会長)】

よろしくお願いいたします。

本日の議題は「あおり景観創造プラン21の策定について」と「景観行政の取り組み状況について」ですが、いずれも事務局からの報告事項となります。

事務局から2つの議題について続けて説明してもらい、その後、委員の皆さんからご質問・ご意見を伺うということで進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をしてください。

【九戸課長】

一つ目の議題、「あおり景観創造プラン21」の策定についてです。

前々回、平成12年11月開催の第8回審議会の際、「これまでの取り組みに加え、新たな景観創造の取り組みについて検討するべきである」というご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、13年7月に景観創造21検討委員会を設置、長谷川会長に委員長となっていていただき、3回の現地調査と4回の検討会議を経て、昨年度末に完成いたしました。

これまでの多大なご協力に改めてお礼申し上げます。

本日は、審議会でのご意見が契機となり策定した景観創造プランのご報告ということでご説明させていただきます。

二つ目の議題は、昨年度の景観行政の取り組みと、今年度の事業概要についてのご報告です。

これら2点について担当者から続けて説明いたしますので、後ほど、ご質問、ご意見

を頂戴したいと思います。

【西谷GL】

(配布資料に基づき説明、省略)

【議 長】

それではただ今の事務局からの説明に対しご質問ご意見を頂きたいと思います。まず、景観創造プランの策定につきまして何かございませんでしょうか。

【石沢委員】

この冊子をつくった目的・理由はどのようなものなのか、今まで景観審議会が開催され、その報告書なのか、いろいろなまち景観などがありますが、それを取り込んでいきますよということなのか、説明をお願いします。

【西谷GL】

景観条例の中で、景観形成というのは景観の保全と創造という位置付けがされていて、景観創造についての具体的な考え方や、取り組み、方向性というのが景観条例しかないということで、それを具体化する意味で、こちらのプランを作成するということになりました。これに沿って景観をつくるという面での取り組みを具体的に進めていきたいという趣旨でございます。

【議 長】

実行にあたっての指針ということですね。

【石沢委員】

今まで景観条例ができてから、いろいろな冊子がありました。私も携わっていますので、ファイルが5冊くらいあるのです。その中でいつも言ってきているのは、景観条例の冊子などをつくっても、実行されなければ意味が無い。そのために景観ビジョンをつくったりですとか、10年後は、30年後はこうしましょうとか、具体的な話をしなければ、いい景観はつくれませんよという話がずっとなされていたと思うのです。ここにきて新たに出て来た内容を見ますと、すばらしいものなのですが、景観条例の中にも同じようなものがたくさん書いているなという印象です。これをどのように活用して実行して行くのかということが一番気になるところです。どのくらい重きを置いて考えているのか、九戸課長がいますのでかなり気をいれて考えているのでしょうか、その辺の意気込みをお聞かせ下さい。

【九戸課長】

力が入るだろうというお話がありましたけれども、まずはこれ景観人講座の受講生の皆さんにお配りしております。なによりも道標がないとやれないということです。自分が今やっていることのバックボーンは、どのようなことなのだろうと確かめながらやる

こともあって、地域のリーダーシップを取っていただける人を育てる為の手引き書として使っています。

地域の景観創造は、市町村の方々が中心になりますので、できるだけ具体的な事例をビジュアル的に見ていただくという為にも、このようなまとめを持って研修等で活用していきたいと思っています。なかなかこれだけの冊子になりますと不特定多数の方々に配るということは難しいのですが、やはり地域でキーマンになって頂けるような人には、ガイドブックとして是非1冊携えて、という意味もあって作らせていただきました。

【西谷GL】

補足としまして、景観づくりの手引きの本をなぜ作ったかといいますと、県だけで推進するというのは難しいことですので、景観づくりを担う地域の方々の活躍が必要ということで、まずは市町村の職員のみなさんに配りました。

市町村によっては景観専任の担当者というのはなかなか置けないものですので、そういった状況を踏まえながら、市町村の職員の方々が、問題意識を持って景観形成に取り組んでいただけるように作りました。

この2つをセットにして、景観形成についての推進を図っていきたいと考えています。なるべく具体的な事業なり、施策なり、活動なりを列挙したつもりでございます。

【九戸課長】

ご要望があれば、各地で開かれる、まちづくりのシンポジウムですとか、その様な所では、是非、お声をかけていただいて、ある分出来るだけお渡ししたいと考えております。

【佐々木委員】

事務局の方から、取り組みの状況をお話してくださったのですが、景観人講座の15年度の開催予定について、この中で、8回目、9回目の開催場所が未定となっているのですが、これはどこになるのですか？

【西谷GL】

景観人講座の資料にもございますように、田中先生、北原先生、月舘先生それぞれの分科会がありまして、日程を調整して、それぞれで決めているところでございます。

【佐々木委員】

開催場所等もお互いに調整してということなのですね。

【西谷GL】

ただ、来年2月予定の研究発表会に間に合うように日程は組んでいます。

【九戸課長】

グループによってはかなり力が入っているところがあります。月1回のペースで、や

りましょうとか、具体的な事例をあげて最後に3グループがプレゼンテーションしますので、今、競い合っている所でございます。

【田中委員】

進捗状況のご説明させていただきます。青森のグループは非常に元気な方が多くて、私が黙っていても集まるような状況です。毎月1回、各ブロックで講習会をして、良いところ悪いところを話し合っ、自分達で研究したところを何ヶ月かに1回全体で集まって、情報を交換しているところでございます。市民主体の理想的な景観人講座でございます。

【佐々木委員】

そうですね。開催地といえば大都市しかないのかなと思ってしまいまして、大間なんて最果ての地で、なかなか日の光を浴びないものですから、下北の方にも機会があれば火をつけてほしいものです。

【西谷GL】

今の景観人講座の話ではないのですが、高校景観デザインコンテストも開催しておりまして、下北からは、むつ工業高校さんが最終審査会まで出場しております。優秀賞を受賞しております。ご紹介まで。

【森田委員】

各市町村の景観リーダーというものは、そんなにいるものなのでしょうか。私、初めて見たものですから。十和田湖里山づくりというもので、植生復元を6年やっております。環境省の所長さんが変わるたびに、許可されるものとされないものとあります。草木を植生復元するのでも、国立公園内のことですから、土壌の質も検査されるようなかたちでやっているのですが、もしこのように活動している方が町にいらっしゃるのでしたら、そういう方々も交えて一緒にやったほうがいいと思うのですよね。

【西谷GL】

県内の25市町村の方々なので、十和田湖町にはいないのですが、会議が終わるまでにその市町村名をお伝えしたいと思います。(会議終了後、連絡)

【議長】

議長の不手際で、景観創造プラン21と景観行政取り組み状況との議論が一緒になってしまったのですが、しかし、この話は切り離して考えられないものですから、このまま続行ということと。

私のほうから、ユニバーサルデザインのことについては、本審議会では初めてなのですが、今回の審議会でユニバーサルデザインのことについて出ましたので、私この景観創造プラン21の議論をしている時も、特段このユニバーサルデザインのことが出なかったもので、気になったものですから。私はこのユニバーサルデザインには賛成なので

すよ。

【九戸課長】

ユニバーサルデザインは全庁的に扱うものとして、一昨年から政策推進室で扱ってきました。今年から具体事業に落してまいりますので、やはり事業化した方がいいのだろうと、うちの課で担当することになりました。

ミスターユニバーサルという、立ち上げ時期からの富谷主幹がいます。今、私たちは全庁にこれを配ってみたい、各地で彼が出前講座を開いてみたい、必須のメニューではないのですが、町を歩いてユニバーサルな視点から、具体的にビジュアルに落としながら、今やり始めたところです。まさに今、取り掛かりのところです。

今、ユニバーサルデザインはトヨタがやりましたので、例えば、車やおトイレ、文房具などで認識していらっしゃると思うのですが、もう少しまちづくりの視点の中にこういったものが入ってくれば、それはまた景観にもつながっていくことです。

【富谷主幹】

今、課長の方からも説明しましたように、要望があればどんな小さな集まりにも、出掛けて説明するというをやっています。とりあえず取り掛かりとして、6月20日に十和田市に行きまして、話をしてきました。他にも三戸町から声が掛かっています。説明の内容は、ご要望に応じていかようにもいたしますので、興味がある方が少しでもいれば出かけますのでよろしくお願いします。

【九戸課長】

普通このようなものを普及するやり方としては、三役を入れた、部長さん達を入れた推進会議をつくって、ワーキンググループをつくって、各市町村を入れてと、大きな形をつくるための進め方をしますけれども、ユニバーサルデザインは一人一人が意識として持っていたかといけないことなので、フェース・トゥ・フェースで、出来るだけ小さい団体の中でも濃く伝わるような方法をとというようなことで、今、担当は頑張っています。

市町村レベルであろうが、小さなまちづくりのグループだろうが意識としてそこに芽が宿っていただければ、そこからが始まりですので、今、花咲かじいさんの役目をしてもらっています。

【田中委員】

ユニバーサルデザインについて事務局にお願いがあります。景観人の意見なのですが、この前の講座で初めてユニバーサルデザインが出てきたのですが、どうしてもユニバーサルと言いますと、福祉に特化したものというのが最初に出てくると思います。

昨今はユニバーサルランドスケープですとか、緑のユニバーサルですとか、景観と密着しているものでございます。どうしても景観人のほとんどが景観とユニバーサルデザインの関連付けが出来ないので、事務局としても、もう少し関連付けて話して普及啓発していただけたらと思います。

【高樋委員】

そもそも政策推進室でやっていたときは、全庁的なユニバーサルデザインの考え方に移動させるということでやっていました。基本的に景観のまちづくりの話もそうなのですが、大きい話としましてユニバーサルデザインというのは、雇用とか情報とかサービスとかもあります。今回景観グループのほうに富谷さんが異動したということで、具体的にそちらの話はどうなってしまったのかなと。

今までの取り組みは非常に大賛成でご協力したいところなのですが、ユニバーサルデザインのそもそもというのは、まちづくりや景観に関係することだけではないのですね。サービスや様々なものも含めてのものなので、今回こちらにシフトしてきたのはどうしてかと、審議会とは関係ないのですが、疑問を感じましたので質問しました。

【富谷主幹】

経緯はわかりません。3月に人事課に呼ばれてユニバーサルデザインの所管を変えたいのだけれどいいかと聞かれて、それは庁内の配置のことなので、私が何か言うことでもないので受けました。しかし政策推進室から移動したということで、サービスや情報だとか雇用といったことをやらない訳ではありません。あくまでも庁内への普及をします。庁内向けには、各職員に当てて、メール講座ということで、とりあえず、言葉を知ってもらおうということをしました。今後は、どのような形にするか決まっていますが、各部を対象にして、どのような関係があるのかを知ってもらい、各事業に取り組んでもらいたいと考えております。

【西谷GL】

ユニバーサルデザイン室というかたちで全庁一括している県もあるのですが、逆にそこに全部集中してしまいまして、県政全般にわたりまして、それぞれがユニバーサルデザインのことを頭に考えながらやっていけばいい話なので、一つにまとめることでうまくいなくなっている所もありますので、わが県としてはそれぞれの仕事の中でユニバーサルデザインの精神を生かして下さいと進めていきたいと思っています。なかなか急には変わっていかないと思いますが、まず県庁職員の頭を変えていくことからやっていこうと思います。

【田村委員】

ユニバーサルデザインは皆さんもお気づきでしょうが、景観ととっても深い関係がありまして、私共の会も5～6年前からユニバーサルデザインのことを考えて、町を歩く時はお年寄りやハンディキャップの気持ちで歩くということを考えまして、先ほどの雇用とかサービスの視点というのはむしろ健常者がこの人にしてあげられることですよね。雇用を増やしたり、システムとして働きやすい、あるいは過ごしやすい環境にする。

この景観との関係を考えた時に、景観というのは、ほかの人のことを考えないと、良いものはつukれないということが、考えてきた結果なのです。

ユニバーサルデザインと今さら改めていうまでもなく、まちづくりをする時は全ての人のことを考えなければいけないということで、道1本つくるにしても、デザインだけ

を考えたのではつukれないと思うのです。

私どもの会は、基本的には色彩のことを考えて、いろんな事もするのですが、車椅子で一度町を歩いてみました。その中で景観に関係してくるのは、道路が狭い中で、立て看板があって進めないとか、あらゆる要素がありまして、これは景観を考えるということは全てを考えなくてはいけないのだと思いました。ユニバーサルデザインという枠ですが、全てに心掛けないといけないと思っています。

【石川委員】

私、ユニバーサルデザインには思い入れがあるのです。十和田商工会議所の都市計画対策委員会の委員長をしまして、十和田市に初めてそのことを言い出したと自負しています。市役所に働きかけたのも私です。ですから景観審議会の審議でやるのは少しスケールが大きすぎるのではないかなと思うのです。

【西谷GL】

すみません。今回は、参考として、ユニバーサルデザインの紹介ということですが、もちろん景観の中でユニバーサルデザインのことを考えながらと思っています。

【議長】

情報提供ということですね。可能性としてはこの問題も考えられるわけで。あとはいかががございましょう。景観行政全般に関するご意見ありませんでしょうか。

【山谷委員】

取り組みというのは、やはり続けていくのが大事だと思います。今年、春もみじ祭に行きまして、ホテルの人に聞いたのですが、3回目にして初めて春もみじという言葉が言えたツアー客の方が見えたそうです。県内から来られたそうですが、やはり1～2年と続けることによってそのことが浸透していくということなのですね。それがまた青森県のイメージになって、県外の方にもPRになると思いますので、取り組みは続けていくことが大事だと思っています。

私は植栽関係の仕事をしているのですが、オオヤマザクラやハマナスにしても、確かに植栽工事の中に、運動が起きる前に比べてすごく増えてきました。でもどんどん植栽が増えていだけではなくて、その中に維持管理をしっかりとするということも、大事に考えていただきたいと思います。

【西谷GL】

道路関係や建築関係の部を集めまして、庁内検討チームというのをつくって情報交換をしまして、アフターケアのことも情報交換して考えていこうと思います。

【山谷委員】

自然に関してなのですが、私たちの小さい頃は里山が普通にあって、自然の植物とか。それが私たちにとって誇りでもあったのです。今は開発などで里山が消滅しています。

それに対する保護として、私は訴えてきているのですが、希少価値のあるものは県で保護して欲しいです。

それともう一つ、半月前初めて木造に行きまして、ベンセ湿原を見てきました。景観は素晴らしいと思いました。気になるのが、青森県は風が強いので風力発電がたくさん建ち始めたことです。菜の花を見に行っても周りにたくさん立っています。ミスマッチが良いという人もいるのですが、私は自然のままが良いと懸念していますので。その辺についてどうお考えでしょうか。

【石沢委員】

前の景観審議会の時も、その風力発電に対しての意見を聞きたいと小委員会を開いたのですが、基本的には反対ということでした。結局景観を考えた時に、風力発電が果たしてよいかという視点で考えますと、やはり違和感があるということ。一般的な見方で反対となりました。風力発電がそもそも、県の事業であれば仕方がないと思うのですが、各企業の営利目的でやる訳です。風力で発電して売電するという、その利益で企業が成り立つということで、菜の花畑の周りの住民には年間何百万の賃貸料を払っています。そのようなシステムで景観を壊していいのかと考えると、今後、青森県内でも400基あまりあるのですが、今のうちに景観という視点で受け止めていかなければ、どんどん増えていく傾向にありますので、具体的な計画が上がった時点で何らかの手を打つべきです。今の状態では諦め半分、諦め切れないのが半分という思いがあります。何とか頑張りたいと思います。

もう1つ言わせていただくと、この委員会の発言の重要性や貴重性が県の中でどのくらいあるのかと思ひまして、生かされているのかなと。アンケートの中に22%くらい、せっかくの景観が生かされていないという意見があるのです。

これは景観だけではなくて、この素晴らしい先生方がいる中で生かされていないと思うのです。県の担当の方も変わりますよね。せっかく景観に力を入れていた方も変わってしまう。仕方がないのですが、やはり専門的な知識を持たなくては進まないプロジェクトの中で、継続していきたい、行かなければならないという気持ちがあります。県の方で人事が変わるのであれば仕方がないとしても、例えばこの審議会の中でNPO景観プラン21とかをつくって、その組織の中でやっていって、行政側とパートナーシップでやっていくということがあっていいのではと考えました。具体的に進めていくにはどのようにしていけばいいのか、私9年間こちらに携わっていますが、結局変わったのは、オオヤマザクラかハマナスかで、ちょっと綺麗になったかなという感じしかないので。ですから県の方でも景観条例が出来てこうなりましたよと、その景観の参考写真とか、出てくるかなというのがすごく疑問です。

【九戸課長】

今の話の中にいろんな要素が含まれていますので、順序は少し違うのですが、審議会の重みということですが、みなさんのご意見は、この様なことをつくる事にしたと具体的な事業にしましても反映するようにしてきています。

変わったのはオオヤマザクラかハマナスだというご意見が出ましたが、おそらくこの

5年間で、電線の地中化ですとか、大きな所は河川の改修で、水辺空間とかウォーターフロントがかなり配慮された景観になってきています。

厳しいご意見も皆さんから頂戴しております、皆さんのご意見は軽視どころか十分に反映されていますので。各部で判断する部分もありますが、きちんとお届けしてまいります。

それから風力発電につきまして、先月、各地話題になっている所を見せていただきました。実は私、工業製品が大好きで、風車も好きなので、すいません、石沢さんと少し意見が違いますが。全てがすべてダメだというと難しく、マッチする場所もあります。ただ何ヶ所かはここに遮るものが出来るのかという場所もありますが。結局想像力をたくましくして見ないと分からないのですが、ケースバイケースでして、これを県が進めているのであれば、県が悪者になればいいだけの話なのですが、まずは地権者がいて、自治体があって、そこにお金が発生していくのです。話を聞けば聞くほど強く反対するという事は非常に難しく、そこに何らかのルールがないと事業者を説得できないと、各地を見て思いました。

具体的に知らないうちに建つというのはございません。大規模行為は全て届出が上がってまいりますので、知らないうちに赤いパチンコ屋が建つことはありません。うちの担当者のところに全部上がってきて、問題があれば現地調査いたします。パチンコ屋さんの場合は、やはり立地する場所、周辺環境、彩度。赤の色をどれだけ抑えられるかという細かい所までやりとりをして、でも仕方なく建ってしまうという例もございますが、大体はお願いですので、お聞き届けしてもらっています。

風力発電につきましても1件1件そのような細かい話し合いをしていきますので、重大な案件につきましては、景観審議会にかけて、みなさんに現地を視察していただくということもこれから出てきますので、ここでの意見は十分に出していただいて、現地に立って見ないとわからないことがありますので、皆さんのご意見聞きながら進めて行ければと思います。

あと優れた眺望点というのを推奨してしまして、67ヶ所。ただ、八戸工業大学の月館先生から、新たな指定が必要だろうという意見がございます。今まではただの風景写真としての眺望点でしかなく、もう少し景観を重視した見方をしますと、新たな眺望点が考えられるだろうと。今、景観人講座の中で案件に挙げて、皆さんが具体的に作業をしているところです。景観人講座での3グループの2月までの成果がまとまれば、このようなものに活用していこうとも考えております。

【西谷GL】

今、眺望点の指定は67か所ですが、どんどん増やして行ければと考えています。

【九戸課長】

大切な場所を増やせば増やすほど、業者の方も、ためらうと同時に工夫もしますので、景観にうるさい県だという印象は必要だと思います。

【議長】

景観条例は罰則規定がないですから、最終的に勧告というかたちで行うのですが、その場合は審議会に当然かかるということになります。勧告まで行くのはよほどのことでしょうか、石沢委員が懸念しておられる、我々の意見というのは、大体そこまでが最大の審議することだと思います。決して勧告が緩いということではなくて、受けた側はショックだろうと思いますし、我々の役割、責任というのはそこまである程度の範囲ということです。

【石沢委員】

景観条例の冒頭の説明に、自然景観を守り育てるというものがあるのですが、その守り育てるということは果たしてどのようなものなのかと考えた時に、風力発電のプロペラがついた時に、景観を守っているかどうか、育てているかという視点に立って見なければならぬと思います。

先ほど眺望点の冊子を見ましたが、浪岡町にも眺望点があります。アップルヒルから見たまちの景色なのですが、岩木山も見えます。2年くらい前になるのですが、携帯電話の電波塔がすぐそばに建って、どうかなと思っていましたが、去年、また別会社の大きな電波塔が建ちました。結局、眺望点をつくるのはいいのですが、この先後世に語り継がれるようなかたちで残していく為にも、このセクションで守り育てるということを作っていかねばいけないと思うのです。すごく責任があると思うのです。浪岡の人たちの気持ちも壊されていく訳です。九戸さんは業者はやりにくくなる、ためらうと言いましたが、ためらってもやってしまうものですよ。罰則規定はないけれども、どうやって規定を守らせながら、今の景観を守っていくのが大事だと思います。

ユニバーサルデザインがこちらに来たのであれば、屋外広告物もこちらに来て欲しいと思うのです。先ほど都市計画課にいつてきましたが、市町村に任せているということでした、うまくやっているのではないかという意識です。

先日の新聞に景観保全の基本法ということで、国が策定するという記事が載っていました。先ほどの都市計画の方に見せたら、そういえば載っていたねという発言が返ってきました。そういえばって言えるような感じです。そんなレベルなのですね。田園の景観を守るために、全ての自治体で屋外広告物を制限できるように法律を改正する。都市づくりや町並みづくりも抜本的に改正する必要があると、景観に配慮しましょうと、やっと国も重い腰をあげたので、県でも どうやって実行していくかということで、大きな課題として取り組んでいかなくてはいけないと思います。民間人の要望として、景観の課をつくって景観だけに没頭していただいて。これから観光や子ども達への教育を考えた時に、優れた景観を残すことは本当に大事です。青森県のいい所をもっとずっと残していく為に県の取り組みが重要課題だと思います。

【田村委員】

景観と屋外広告物は絶対離せないもので、大きな視点の遠景での景観といっているうちにはいいのですが、やはり町を歩いている市民生活の中で、一番目に入る広告というのは、離せないものだと思います。今、県で屋外広告物というものは都市計画課が担当し

ているという事でしたが、やはり景観を考えてそれにリンクするような形でやらないといけません。それと、3～4年前に旧建設省の、日本をきれいにするという屋外広告物を考える検討委員会に参加しまして、法律家の先生が主になっての会だったのですが、そこでも市民の協力なしに町を綺麗にして、屋外広告物を減らせない。今ある私たちの目に入る屋外広告物は全て違法なのです。取締まれないのが現状なのです。それを綺麗にしたいということについては、市民がチームをつくって摘発して、常に景観的なことを指摘しながらでないと、行政の担当者1人しかいないような状況であれば無理ですよ。

この財政難のご時世ですので、国会では審議にいたらなかったのですが。各地方自治体はみんな法律をきちんとして欲しいという気持ちです。地方から起こせばいいのであって、県の中で決めてしまえばいいのですよ。町の人達に権限を与えて、ウォッチングするというそういった新しい動きをぜひやっていただきたい。これは創造ではなくて守ることだと思うのですが、しないだけで、出来ない出来ないとずーっと伸ばしてきたような感じなのです。

もし本当に、青森全市町村の景観を綺麗にするならば、意識を高める為の1つのキャンペーンとして、市民が「どうにかしたい」と思うように仕掛けていくといいと思います。

【議長】

本日の貴重なご意見等につきましては、また改めてグループ・課のほうで検討するというので、皆さんご協力ありがとうございました。

【九戸課長】

皆さんから大変貴重なご意見をいただきました。特に最後の田村委員からのご意見、エールというふうに受け止めまして、出来るだけ青森県の景観が宝になるように工夫を重ねていきたいと思っております。県が旗を振って、県が出来ることだけではなくて、地域の皆さん1人1人の力が結集してはじめて、良いものはいい、悪いものはここにつくってはいけないという意見がかたちになって出てくるものです。皆さんに景観に対する心をもってもらえるように啓発に努めていきたいと思っております。

今日皆さんからいただいたご意見は、まとめましてまた皆さんの所にお返しいたします。加えて、何かご意見のある場合は、担当のものにお返しいただければ盛り込んで参りますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。

- 以 上 -